

厚木市部等設置条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

少子化や超高齢社会の進展など様々な社会的な課題に対し、迅速かつ的確に対応する効率的な組織を構築し、着実に魅力あふれるまちを実現するため、令和6年4月1日付けで厚木市部等設置条例の一部を改正するものです。

2 主な内容

(1) 市長室と政策部を統合し、企画部を新設

市の政策を更にスピード感を持って着実に進めていくため、市長室と政策部を統合し、デジタル技術の積極的な活用、戦略的に市のプロモーションを推進、他市間連携を更に進めることで、行政の効率化と市民サービスの向上を図るために組織とします。

(2) 福祉部、市民健康部及び子ども未来部を再編し、市民福祉部及び健康子どもみらい部を新設

福祉的支援を必要としている対象者が抱える課題が複雑化・多様化していることに伴い、組織横断的な対応が求められるケースが増加していることや、庁舎移転を見据えた窓口の集約化が求められていることを踏まえて、市民福祉部を新設します。

また、安心して子育てができる環境を整備するため、関係各機関がこれまで以上に円滑に連携できるよう、児童福祉部門と母子保健部門を一元化し、スピード感を持った子育て支援施策を進めるため、健康子どもみらい部を新設します。

(3) 市民交流部及び産業文化スポーツ部を新設

公民館と地区市民センターの所管を一本化することで、市民に分かりやすく効率的な体制を実現するとともに、新図書館・(仮称)未来館を一体的に整備するための体制とし、市民の交流の充実に向けて、市民交流部を新設します。

また、スポーツ・文化芸術・歴史等の取組の充実による聖地づくりや地域経済の活性化など市の新たな魅力の創出に向けて、産業文化スポーツ部を新設します。

(4) まちづくり計画部、都市整備部及び道路部を再編し、都市みらい部及び都市インフラ整備部を新設

人口減少や超高齢社会の進展に伴う様々な課題がある中でも、迅速かつ効率的に都市基盤整備を進めるため、まちづくり計画部、都市整備部及び道路部の3部を都市みらい部及び都市インフラ整備部の2部に再編統合することで、スケールメリットをいかし、事業の進捗に応じた柔軟な対応を図ることができる体制とします。

3 施行日

令和6年4月1日